

令和 7 年 2 月 2 7 日
土木部交通安全自転車課

世田谷区自転車活用推進計画及び自転車等の利用に関する総合計画 (中間見直し) の検討について

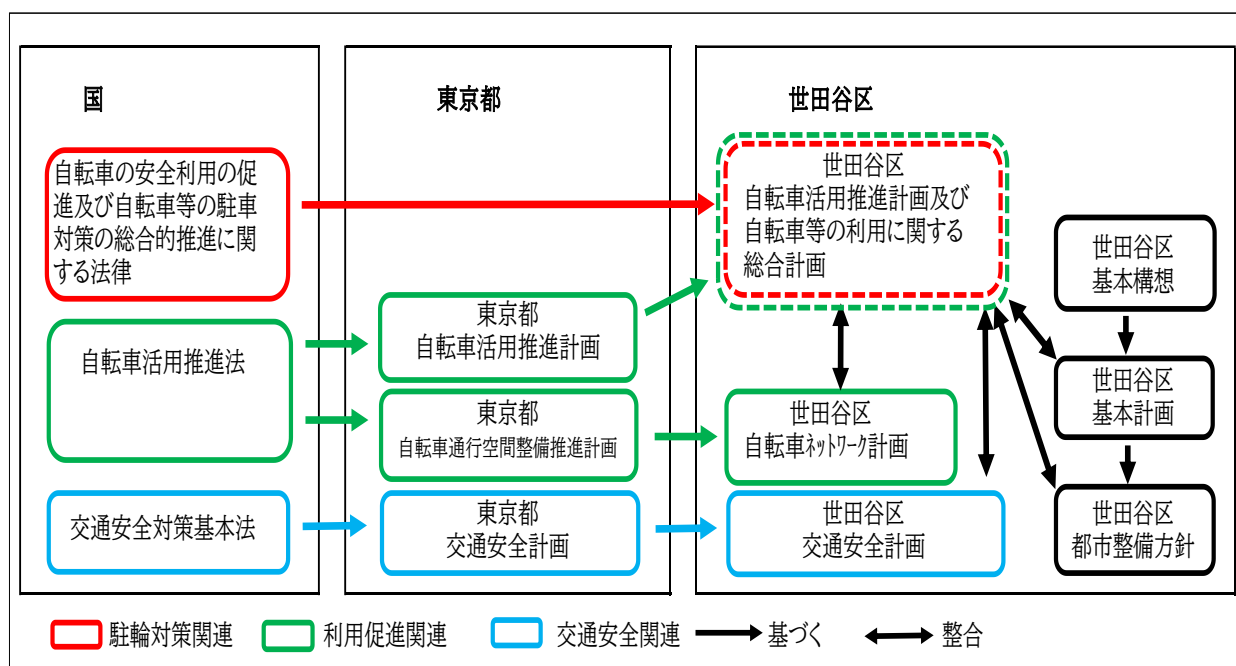
1 主旨

令和 3 年に策定した「世田谷区自転車活用推進計画及び自転車等の利用に関する総合計画（以下「総合計画」という。）」について、5 年目を迎えるにあたり、総合計画の基本理念と基本方針を堅持し世田谷区自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）の答申等を踏まえ、令和 8 年から 5 年間の施策に反映させるための検討を行うことについて報告する。

2 主な見直しの方向性

- ・ 総合計画に新たに目標値を定め、施策の進行管理を行う

3 計画の位置付け



※ 総合計画は法に定める駐輪対策と利用促進に関する計画を取りまとめるもの

4 総合計画中間見直しの進め方

協議会へ諮問するとともに、区民意見募集を実施し、区民等の意見を踏まえながら案を作成する

5 今後のスケジュール

令和7年6月	協議会（素案の諮問・答申）
9月	公共交通機関・バリアフリー対策等特別委員会（素案の報告） 区民意見募集
11月	協議会（案の諮問・答申）
令和8年2月	公共交通機関・バリアフリー対策等特別委員会（案の報告） 区民意見の公表
3月	総合計画：中間見直し策定

自転車活用推進計画及び自転車等の利用に関する総合計画の概要

1. 計画の目的

- 目的：身近で環境にやさしい交通手段である自転車を健康・快適・安全・安心に利用できる環境整備を計画的に推進する。
- 対応事項：通行空間整備、駐輪場整備・放置防止、安全利用の普及・啓発

2. 計画期間

令和 3～12 年度（10 年間）

3. 総合計画で取り扱う目標

- 1）基本方針 1 自転車の安全運転に係ること（交通安全）…別途「交通安全計画」策定
- 2）基本方針 2 自転車の安全走行に係ること（通行空間）…別途「ネットワーク計画」策定
- 3）基本方針 3 自転車の安全利用に係ること（放置対策）
- 4）基本方針 4 自転車の利用促進に係ること（活用推進）

4. 根拠法令

総合計画は 3 つの法律を根拠とし、それぞれの法の目的を踏まえて目標を設定

1）自転車の安全利用の普及・啓発

- ・関連法交通安全対策基本法

・法の目的自転車事故を含む交通事故防止（高齢者の事故増、歩行者への事故やヒヤリ・ハット防止）
- ・区計画世田谷区交通安全計画

・総合計画「基本方針 1」に位置づけ（交通安全計画の抜粋）

・主な手法自転車教室や街頭啓発の実施、小～大学校ヘリーフレット配布

2）自転車通行空間整備

- ・関連法自転車活用推進法

・法の目的自転車利用を促進し環境負荷を低減（主要道での事故防止、中距離移動の安全確保）
- ・区計画世田谷区自転車ネットワーク計画（国計画で策定を定義）

・総合計画「基本方針 2」に位置づけ（自転車ネットワーク計画の抜粋）

・主な手法道路新設・拡幅時等にペイント（路面表示）

3）駐輪場整備、放置防止

- ・関連法自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

・法の目的駅周辺の良い環境の確保と機能低下防止（高齢者や障害者、ベビーカー等の通行阻害の解消）

- ・区計画世田谷区自転車等の利用に関する総合計画

・総合計画「基本方針 3」に位置づけ

・主な手法駐輪場整備と誘導周知、附置義務の条例化、放置自転車の撤去

4）自転車利用の促進

- ・関連法自転車活用推進法

・法の目的自転車利用を促進し環境負荷を低減（移動手段の転換を呼びかけ）
- ・区計画世田谷区自転車活用推進計画

・総合計画「基本方針 4」に位置づけ

・主な手法利用啓発の各周知、シェアサイクルの支援

5. 総合計画の基本理念と基本方針

1）基本理念

人口 90 万人を超える「住宅都市 世田谷」にふさわしい安全・安心・快適な交通社会の実現に自転車を有効に活用するため、環境にやさしく身近な地域での生活に必要な「生活自転車」を、誰もが安全に利用しやすい環境に整備する。

2）基本方針と 19 の施策

基本理念と基本方針に基づき、それぞれの目標達成に向け 19 の施策を設定

基本方針1： 自転車が安全・安心を守るまち 交通安全意識・行動を徹底し、万が一の事故にも備え、自転車の安全・安心な利用を促進することにより、「自転車が安全・安心を守るまち」づくりを進めます。	施策 1～5
基本方針 2： 自転車が快適に走るまち 安全で快適な自転車走行環境の整備とその利用の促進により、「自転車が快適に走るまち」づくりを進めます。	施策 6～8
基本方針 3： 自転車がスマートに駐まるまち 駐輪場情報の提供や自転車シェアリングに I C T を活用するなど、駐輪環境の整備と放置自転車の防止により、適正な自転車利用を推進し、「自転車がスマートに駐まるまち」づくりを進めます。	施策 9～14
基本方針 4： 自転車が身近な暮らしを支えるまち 身近な生活における多様なニーズに対応でき、環境にやさしく健康増進に役立つ自転車の利用を促進し、「自転車が身近な暮らしを支えるまち」づくりを進めます。	施策 15～19

6. 施策の取り組み

基本方針 1 守

自転車安全・安心を守るまち

個別方針 1 交通安全に関する意識の向上と行動の徹底

施策① 多様な世代に向けた交通安全意識の啓発

取組み

- 幼児から高齢者の交通安全教室等の実施
- 事故が多い、20～40歳代への啓発強化

施策② 自転車安全利用を支える区民の自主的な取組みの支援

取組み

- 自転車安全利用推進員の育成・支援
- 広報等を活用した交通安全講習の促進

.....

個別方針 2 事故への備えの徹底

施策③ 自転車保険の加入促進

取組み

- 自転車損害賠償責任保険加入のPR

施策④ ヘルメットの着用啓発

取組み

- 13歳未満のヘルメット義務化の周知
- 「自転車乗るなら家族でヘルメット」の普及

施策⑤ 自転車の点検整備の促進

取組み

- 点検整備のチェックポイントの周知
- かかりつけ自転車店の普及促進



保護者対象の出前型自転車安全講習



自転車安全利用推進員の活動例
（芦花公園踏切押し歩きキャンペーン）



区自転車条例改正PRちらし

基本方針 2 走

自転車が快適に走るまち

個別方針 3 安全で快適な自転車通行空間の整備促進

施策⑥ 自転車ネットワークの形成に向けた自転車通行空間の整備

取組み

- 優先整備路線の計画的な整備推進
- 道路の適切な維持管理

施策⑦ 自転車通行空間の利用促進

取組み

- 自転車通行空間の周知や利用啓発
- 警察と連携した路上駐車防止

.....

個別方針 4 まちづくりと連携した取組みの推進

施策⑧ まちづくりと連携した取組みの推進

取組み

- 商店街での自転車利用のルールづくり
- ゾーン30実施地域の交通安全活動と連携

従来型街渠とスリム型街渠の例（城山通り）




従来型街渠 スリム型街渠



基本方針 3 駐

自転車がスマートに駐まるまち

個別方針 5 地域のニーズに応じた自転車駐輪環境の整備

施策⑨ 既存駐輪場の利用促進

取組み

- 買い物等の短時間駐輪への対応
- 大型自転車等に対応した設備の改善

施策⑩ 利用実態を踏まえた新たな駐輪場の整備

取組み

- 駅周辺における駐輪場の整備充実
- 鉄道事業者との連携による駐輪場の整備

施策⑪ 自転車シェアリングの普及促進

取組み

- 民間シェアサイクルの導入促進（区による支援の継続）
- レンタサイクル、コミュニティサイクルの利用の促進

施策⑫ 民間事業者との連携による駐輪環境整備の促進

取組み

- 民間駐輪場の整備促進（整備費助成）
- 附置義務駐輪場の有効活用

.....

個別方針 6 自転車の放置対策の推進

施策⑬ 多様な手法を用いた放置自転車防止への取組み

取組み

- 駐輪場への案内誘導と放置自転車の撤去
- 放置自転車クリーンキャンペーンの実施

施策⑭ 放置自転車対策事業の効率化

取組み

- 状況に合わせた撤去活動の見直し
- 引き取り手のない自転車の有効活用



大型自転車専用スペースの設置
（桜新町自転車等駐車場）



コミュニティサイクルポート
（桜上水駅）

基本方針 4 支

自転車が身近なくらしを支えるまち

個別方針 7 環境にやさしく健康づくりに資する自転車利用の促進

施策⑮ 環境にやさしい自転車通勤や業務利用の増加への対応

取組み

- 事業者の通勤者向け啓発活動への支援
- 業務利用への啓発の取組み支援

施策⑯ 自転車を利用した健康づくりの推進

取組み

- 自転車による健康づくり情報の発信
- 高齢者向け電動アシスト自転車教室実施

施策⑰ 自転車利用にかかわる情報発信の促進

取組み

- ホームページの自転車関連情報の掲載
- 駐輪場における情報やサービスの提供

.....

個別方針 8 多様なニーズに応じた自転車利用の促進

施策⑱ まちなか観光における自転車の活用

取組み

- 観光情報を活用する仕組みの検討
- 外国人向け自転車利用ルールの提供

施策⑲ 災害時における自転車の活用

取組み

- 庁舎間の連絡・運搬用としての活用
- シェアサイクル等の活用検討



世田谷区サイクルマップ